



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 8 3 号 令和 5 年 4 月 2 8 日発行

目 次

※は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
2 8 ※	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	とくしまゼロ作戦課
2 9 ※	徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則	建設管理課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
2 ※	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● **災害救助法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二十八号）

- 一 避難所の設置のために支出する費用等の限度額の引上げを行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用することとした。

● **徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則**（規則第二十九号）

- 一 受注者は、令和六年三月三十一日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに支払を受けるものの一部を、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができることとした。

- 二 この規則は、令和五年五月一日から施行することとした。

徳島県規則第二十八号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三百三十円」を「三百四十円」に改め、同一の2の(一)の(2)中「六百二十八万五千円」を「六百七十七万五千円」に改め、同表の二の1の(三)中「千百八十円」を「千二百三十円」に改め、同表の三の3の(一)中

一八、七〇〇円	二四、〇〇
三一、〇〇〇円	四〇、一〇

〇円	三五、六〇〇円	四二、五〇〇円	五三、九〇〇円	七、八〇〇円
〇円	五五、八〇〇円	六五、三〇〇円	八二、二〇〇円	一一、三〇〇円
を				
三	一			

九、二〇〇円	二四、六〇〇円	三六、五〇〇円	四三、六〇〇円	五五、二〇〇円
一、八〇〇円	四一、一〇〇円	五七、二〇〇円	六六、九〇〇円	八四、三〇〇円
一				

八、〇〇〇円	六、一〇〇円	八、二〇〇円	一二、三〇
一、六〇〇円	九、九〇〇円	一二、九〇〇円	一八、三〇
に改め、同3の(二)中			

〇円	一五、〇〇〇円	一八、九〇〇円	二、六〇〇円	六、三〇〇円
〇円	二一、八〇〇円	二七、四〇〇円	三、六〇〇円	一〇、一〇〇円
を				
一				

八、四〇〇円	一二、六〇〇円	一五、四〇〇円	一九、四〇〇円	二、七〇〇円
三、二〇〇円	一八、八〇〇円	二二、三〇〇円	二八、一〇〇円	三、七〇〇円

に改め、同表の六の2の(一)中「六十五万五千円」を「七十万六千円」に改め、同2の(二)中

「三十一万八千円」を「三十四万三千円」に改め、同表の八の3の(二)の(1)中「四千七百円」を「四千八百円」に改め、同(二)の(2)中「五千円」を「五千百円」に改め、同(二)の(3)中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表の九の3の(一)中「二十一万三千八百円」を「二十一万九千百円」に改め、同3の(二)中「十七万九百円」を「十七万五千二百円」に改め、同表の十一の4の(二)中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同表の十二の2中「十三万八千三百円」を「十三万八千七百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定は、令和五年四月一日から適用する。

徳島県規則第二十九号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和四十八年徳島県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

本則の第三十七条ただし書中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月一日から施行する。

徳島県訓令第2号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳島県警察本部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「並びに」の下に「同規則」を加え、同条第二項及び第四項中「中その一の表部長の欄第七号に掲げる事項及び」を削り、同条第五項中「部長の欄第七号並びに」を削る。

第十九条の表警察本部の警察本部長の項から警察署長の項までを次のように改める。

警察本部長		課長等	警察署長
警務部長	課	隊	交通部運転免許課阿南分室及び阿波分室
刑事部長	課長が指定する職員	副隊長	指導官、専門官又は室長補佐のうち分室長が指定する者
			警察署長が指定する職員

別表第三一般的事項の表課長の欄第二十八号中「第三十八条」を「第四十二条」に改め、同欄第三十二号及び第三十三号を次のように改める。

三十二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に関する次のこと。

- 1 第七十一条第一項の規定による同意の取得
- 2 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の作成
- 3 第八十二条第一項及び第二項の規定による開示請求に対する決定等
- 4 第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示の実施
- 5 第九十三条第一項及び第二項の規定による訂正請求に対する決定等
- 6 第一百一条第一項及び第二項の規定による利用停止請求に対する決定等
- 7 第一百四十四条第一項（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提案の審査

8 第一百五十五条（第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結

三十三 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第三十三条第一項の規定による登録

別表第三一般的事項の表課長の欄中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十四 個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年徳島県規則第十三号）第九条第二項の規定による保有個人情報の閲覧の中止等

別表第四消防保安課の項課長の欄第八号中「第十六条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同表安全衛生課の項課長の欄中第二十九号を第三十一号とし、第十三号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）に関する次のこと（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限る。）。

- 1 第十七条第二項の規定による認定、同条第五項の規定による認定の取消し及び同条第六項（第五十三条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告
- 2 第五十三条第五項の規定による適合施設の認定の取消し

財務省

十四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令

農林水産省

第一号）に関する次のこと（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限る。）。

- 1 第五条第二項の規定による審査の事務の一部の委託
- 2 第十八条第二項の規定による審査の事務の一部の委託
- 3 第二十一条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

別表第四ダイバーシティ推進課の項課長の欄第三号の3中「、第十条第四項及び第十二条第三項」を「及び第十条第四項」に、「第八条第二項」を「第八条第三項」に改め、同号中6を削り、7を6とし、8を7とし、9を8とし、同表次世代育成・青少年課の項部長の欄第三号の10及び次世代育成・青少年課のこども未来応援室の項部長の欄第七号の11中「及び同条第七項」を「、同条第七項の規定による情報の提供の要請、同条第八項」に、「通知」を「通知及び同条第九項の規定による公表」に改め、同表保健福祉政策課の項課長の欄第一号を次のように改める。

一 地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第三条第一項の規定による保健所又はその支所の設置の報告及び同条第二項の規定による保健所又はその支所についての変更等の報告

別表第四健康づくり課の項部長の欄第十三号の4中「第三十三条第四項」を「第三十三条第三項」に改め、同表感染症対策課の項部長の欄第一号の9中「第四十四条の七第六項」を「第四十四条の十一第六項」に改め、同項課長の欄第一号の5中「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同号の6中「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「依頼」を「要請」に改め、同表農林水産政策課の項部長の欄第十号中5及び6を削り、同欄第十一号中4を削り、5を4とし、6から10までを1ずつ繰り上げ、11から15までを削り、16を10とし、17を11とし、同項課長の欄第七号中「第十四条第四項及び第五項」を「第十四条第三項及び第四項」に改め、同欄中第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 農業経営基盤強化促進法に関する次のこと。

1 第十二条第一項の規定による農業経営改善計画の認定（第十三条の二第一項第一号の当該二以上の同意市町村の区域が一の徳島県東部農林水産局又は総合県民局の所管区域を越える場合に限る。）、同条第六項の規定による協議への同意及び同条第十一項の規定による農林水産大臣との協議

2 第十三条第一項の規定による農業経営改善計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定の取消し（第十三条の二第一項第一号の当該二以上の同意市町村の区域が一の徳島県東部農林水産局又は総合県民局の所管区域を越える場合に限る。）

二十一 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する次のこと。

1 第六条第三項の規定による委員の任命の認可

2 第十八条第一項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可、同条第六項の規定による協議並びに同条第七項の規定による農業委員会への通知及び公告

3 第二十条の規定による農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借等の解除の承認

4 第二十一条第二項の規定による農用地等に係る賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除の承認

別表第四もうかるブランド推進課の次世代農業室の項課長の欄中第七号を第九号とし、第一号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同表もうかるブランド推進課の項課長の欄に次の二号を加える。

一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと（主務大臣が農林水産大臣であるものに限り、かつ、水産物に係るものを除く。）。

1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行

2 第十七条第二項の規定による認定、同条第四項の規定による確認、同条第五項の規定による改善の要求及び認定の取消し並びに同条第六項（第五十三条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告

3 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しくは質問及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消し

二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則に関する次のこと（主務大

臣が農林水産大臣であるものに限り、かつ、水産物に係るものを除く。）。

1 第五条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

2 第十八条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

3 第二十一条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

別表第四水産振興課の項課長の欄中第十一号を第十三号とし、第四号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと（主務大臣が農林水産大臣であつて、水産物に係るものに限る。）。

1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行（疾病検査を要する活魚に係るものを除く。）

2 第十六条第二項の規定による指定、同条第三項の規定による確認及び同条第四項の規定による取消し又は変更

3 第十七条第二項の規定による認定、同条第四項の規定による確認、同条第五項の規定による改善の要求及び認定の取消し並びに同条第六項（第五十三条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告

4 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しくは質問（疾病検査を要する活魚に係るものを除く。）及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消し（疾病検査を要する活魚に係るものを除く。）又は適合施設の認定の取消し

五 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則に関する次のこと（主務大臣が農林水産大臣であつて、水産物に係るものに限る。）。

1 第五条第二項の規定による審査の事務（疾病検査を要する活魚に係るものを除く。）の一部の委託

2 第十二条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

3 第十三条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

4 第十八条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

5 第二十一条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

別表第四漁業調整課の項部長の欄第一号の26中「漁業権等の取消し及び」を「漁業権の取消し及び」に改め、同項課長の欄第一号の21中「同条第七項の規定による公示」を「同条第六項の規定による内水面漁場管理委員会への意見の聴取」に改め、同号に次のように加える。

23 第百七十七条第十四項において準用する同条第三項の規定による海区漁業調整委

員会若しくは連合海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会への意見の聴取

別表第四漁業調整課の項課長の欄第十五号の3を削り、同表農山漁村振興課の項部長の欄第六号の7中「緊急耐震工事計画」を「緊急防災工事計画」に改め、同項課長の欄第一号中4を削り、5を4とし、6から11までを1ずつ繰り上げ、同号の12中「土地改良事業計画」を「土地改良事業の計画」に改め、同12を同号の11とし、同号の13中「土地改良事業計画」を「土地改良事業の計画」に改め、同13を同号の12とし、同号中14を13とし、15から18までを1ずつ繰り上げ、同表用地対策課の項部長の欄第十号の20中「第四十一条」を「第五十三条」に改め、同表住宅課の項部長の欄第十号中「第七条第二号の規定による

知事が定める額の決定」を「に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

1 第一条第一号の規定による親族に準ずる者の決定

2 第七条第二号及び第四号から第六号までの規定による知事が定める額の決定

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第二十四号の16中「第五十二条第十項」を「第五十二条第六項第三号の規定による認定、同条第十項」に改め、同号の19中「同条第三項」の下に「及び第四項各号」を加え、「及び同条第四項」を「並びに同条第五項」に改め、同号中66を67とし、25から65までを1ずつ繰り下げ、24の次に次のように加える。

25 第五十八条第二項の規定による許可及び同条第三項において準用する第四十四条

第二項の規定による建築審査会への諮問

別表第四運輸政策課の項課長の欄第二号中「第四十九条」を「第四十八条第一項」に改め、同欄第四号の10中「第四十五条の四第一項」を「第四十五条の三第一項」に改め、同号の11中「第四十五条の五第一項」を「第四十五条の四第一項」に改め、同表監察評価課の項を次のように改める。

監察評価課	一 徳島県行政考査規程に関する次のこと（職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査に係るものに限る。）。	一 徳島県行政考査規程第五条第二項本文の規定による考査の日時等の通知（職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査に係るものに限る。）。
一 徳島県行政考査規程に関する次のこと（職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査に係るものに限る。）。	一 徳島県行政考査規程第五条第二項本文の規定による考査の日時等の通知（職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査に係るものに限る。）。	一 徳島県行政考査規程第五条第二項本文の規定による考査の日時等の通知（職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査に係るものに限る。）。
1 第三条本文の規定による考査計画の決定及び同条ただし書の規定による考査の実施の決定	二 行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第十二号）第二条第一項（同条例第四条及び第七条において準用する場合を含む。）の規定による手数料の徴収（徳島県公安委員会に対してされた審査請求に係るものを除く。）	二 行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第十二号）第二条第一項（同条例第四条及び第七条において準用する場合を含む。）の規定による手数料の徴収（徳島県公安委員会に対してされた審査請求に係るものを除く。）
2 第四条第三項の規定による行政考査員及び特別考査員の指名	二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に関する次のこと。	二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に関する次のこと。
1 第九条第一項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指名及び通知	1 第九条第一項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指名及び通知	1 第九条第一項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指名及び通知
2 第十七条（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）	2 第十七条（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）	2 第十七条（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）
三 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第一条第一項（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定	三 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第一条第一項（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定	三 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第一条第一項（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定
四 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（監察局に所属する職員に限る。）の指定（行政考査員及び特別	四 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（監察局に所属する職員に限る。）の指定（行政考査員及び特別	四 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（監察局に所属する職員に限る。）の指定（行政考査員及び特別

による指名の取消し		考査員に係るものを除く。）
県庁 ふれ あい 室		五 個人情報の保護に関する法律に 関する次のこと。 1 第七十五条第一項の規定によ る個人情報ファイル簿の公表 2 第百十一条の規定による提案 の募集

別表第五の二第三号中「及び副工事検査員」を「並びに副工事検査員及び工事検査主席」に改める。

別表第六の二第六号中「徳島県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同号の1中「第二十条」を「第八十二条第一項及び第二項」に改め、同号の2中「第二十五条」を「第八十七条第一項」に改め、同号の3中「第三十一条」を「第九十三条第一項及び第二項」に改め、同号の4中「第三十八条」を「第一百一条第一項及び第二項」に改め、同表第七号中「徳島県個人情報保護条例施行規則第十条第二項」を「個人情報の保護に関する法律施行細則第九条第二項」に改める。

別表第六の三徳島県産業人材育成センター所長の項第四号中「第八号」を「第九号」に改め、同表徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第八号及び第九号を次のように改める。

八 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）に関する次のこと。

- 1 第十一条の二第二項の規定による環境大臣への報告
 - 2 第十三条第一項の規定による当該職員による立入調査等
 - 3 第十四条第二項の規定による関係行政機関の長等に対する協力要請等
- 九 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）に関する次のこと。

- 1 第十六条の七第二項の規定による侵入調査事業への協力
- 2 第二十二条の三第一項の規定による総合防除計画の策定、同条第三項の規定による農業者が遵守すべき事項の制定並びに同条第五項の規定による公表及び報告
- 3 第二十三条第二項の規定による発生予察事業への協力
- 4 第二十四条第二項の規定による区域及び期間その他必要な事項の決定並びに同条第三項の規定による告示及び報告

- 5 第二十四条の二の規定による指導及び助言
- 6 第二十四条の三第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令
- 7 第二十四条の四第一項の規定による職員による立入調査又は質問及び通知
- 8 第二十九条第一項の規定による防疫の実施
- 9 第三十一条第一項の規定による発生予察事業の実施並びに同条第二項の規定による発生予察事業の内容及び結果の報告

別表第六の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表徳島県阿南安芸自

動車道用地推進センター所長の項第一号を次のように改める。

一 阿南安芸自動車道及び一般国道五十五号牟岐バイパス並びに阿南安芸自動車道に連結する一般国道百九十五号及び県道久尾穴喰浦線の建設工事に関する次のこと。

1 阿南安芸自動車道及び一般国道五十五号牟岐バイパスの建設工事に係る用地取得事務委託契約の締結

2 阿南安芸自動車道並びにこれに連結する一般国道百九十五号及び県道久尾穴喰浦線の建設工事に係る一件二億円未満の土地等の取得又は使用及び一件二億円未満の損失補償に係る契約の締結

3 阿南安芸自動車道並びにこれに連結する一般国道百九十五号及び県道久尾穴喰浦線の建設工事に係る土地等の取得又は使用に伴う登記及び物件移転の検査

別表第十教育委員会事務局の各課（室を含む。）の項副教育長の欄第四号中「、第九号」を削り、「第十号から第十三号」を「第九号から第十二号」に改める。

別表第十一監査第一課の項監査事務局長の欄第一号中「中その一の表部長の欄第七号に掲げる事項及び」を削る。

別表第十二警務部会計課の項警察本部長の欄第一号中「第七号まで」を「第十号まで及び第十二号」に改め、同項課長等の欄第一号中「第四号まで、第八号、第九号」を「第九号まで」に、「及び第十一号」を「、第十一号及び第十六号から第十八号まで」に改め、同欄中第九号を第十二号とし、第三号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三 徳島県行政財産使用料条例に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による使用料の徴収

2 第五条ただし書の規定による使用料の還付

3 第六条の規定による使用料の減免

4 第七条本文の規定による延滞金の徴収

四 徳島県公有財産取扱規則第三十九条第一項の規定による普通財産の貸付料（遅延利息を含む。）の徴収

五 徳島県公舎管理規則に関する次のこと。

1 第七条の規定による公舎貸付申込書の受理

2 第九条第二項の規定による入居届の受理

3 第十一条の規定による公舎の貸付料（遅延利息を含む。）の徴収

4 第十二条第三項の規定による公舎の滅失又は毀損の状況の届出の受理

5 第十五条の規定による明渡猶予申請書の受理

6 第十七条第一項の規定による退居届の受理

7 第十九条第一項の規定による公舎の修繕箇所等の状況報告書の受理

別表第十二拠点整備課の項を削り、同表交通部交通企画課の項の次に次のように加える。

交通部 交通規 制課	一 徳島県警察関係手数料条例第二 条の規定による手数料の徴収（同 条例別表第一の五十三の七の項の
------------------	--

事務及び五十三の八の項の事務に係るものに限る。）

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。